平成２１年（フ）第１３１２号
仙台市太白区西中田７丁目21番12―402号
債務者　斉藤　昭弘
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３２６号
仙台市青葉区吉成２丁目20番14号
債務者　今野千恵子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３８４号
仙台市青葉区中山５丁目９番５号　明泉中山ハイツＣ棟202
債務者　吉田素英こと　金　　素英
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３９０号
宮城県岩沼市桜１丁目３番40―101号
債務者　網代　義夫
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３９６号
仙台市青葉区水の森３丁目38番31号　竹山アパート203
債務者　荒木　義雄
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３９７号
宮城県多賀城市城南１丁目13番32号　ヴィレッジみつ葉Ａ21
債務者　後藤　由香
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４０２号
仙台市泉区南光台６丁目３番14号　増森アパート102
債務者　後藤比満子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４０４号
宮城県塩竈市清水沢３丁目４番１号
債務者　副島　政雄
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４１６号
仙台市青葉区東勝山３丁目28番14号
債務者　遠藤　明美
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４１７号
宮城県岩沼市相の原２丁目６番645号
債務者　笠原　　真
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４１８号
仙台市泉区市名坂字御釜田145番地の５　レオパレス南風原104
債務者　藤田　隆文
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２５号
宮城県柴田郡川崎町大字前川字裏尻145番地６
債務者　平間　桂子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第３７３号
秋田市牛島西２丁目10番３―12号
債務者　佐藤　春香
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７８号
秋田県にかほ市象潟町関字鳥屋森27番地68
債務者　池田　勇也
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第３０２号
福島市本内字中下釜１番地の35
債務者　河野　裕光
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第５２５号
茨城県常陸大宮市南町1159番地の１
債務者　斎藤ひとみ（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１４１号
茨城県筑西市みどり町２丁目２番１　神明不動産コーポ103
債務者　宇野　正博
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１４２号
茨城県筑西市みどり町２丁目２番１　神明不動産コーポ103
債務者　宇野　弘子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部